

与党税制改正大綱より【その①】

20-30代の方で、
住宅ローン控除を利用している人が多い。朗報です。
平成21年から平成25年までに入居した方については、
住宅ローン控除を所得税だけでなく、住民税からも、控除を受けることができる。

【現在の制度の欠点】 若い人は、収入が比較的少ない。ところが、扶養家族が多く、所得控除が多い。
そのため、控除対象になる所得金額が小さく、
ために、住宅ローン控除を受けれる控除額が小さい。

例えば

下記は、川越市のホームページの
『税源移譲に伴う平均的給与所得世帯における年度間の税額変化例』からの抜粋です。



		所得税	住民税		備考
			市民税	県民税	
給与収入	①	5,352,000	5,352,000		
所得(①より計算)	②	3,741,600	3,741,600		
所得控除合計額 $a+b+c+d$	③	2,578,100	2,248,100		
	a	808,100	808,100		
社会保険料控除	b	380,000	330,000		50,000 (人的控除差)
配偶者控除	c	1,010,000	780,000		230,000 (人的控除差)
扶養控除	d	380,000	330,000		50,000 (人的控除差)
基礎控除					
課税標準額②-③ (1000円未満切捨)	④	1,163,000	1,493,000		
税率	⑤	5%	10%		
(内訳)			6%	4%	
④に対する税額④×⑤	⑥	58,150	89,580	59,720	

もし、住宅ローン控除を利用しているとすると、
年末残高20,000,000円の借入金残高があり、控除率が1%すると
計算上は、控除額は、最大で20万円になります。
ところが、配偶者控除、扶養控除が大きく、所得税額が58,150円としか残っていません。
そのため、住宅ローン控除は20万円ではなく、58,150円しか、利用できない。
20万円という数字は、まやかしくなっている。

18年以前から
住宅ローン控除を
利用している時

住宅ローン控除を利用している人には、『住宅借入金等特別税額控除』で
住民税の税額から、住宅ローン控除の所得税控除後の残額を減額する制度があります。
詳しくは、富山市のホームページを見てください。

[ここをクリックしてください。](#)

58,150円の控除が受けられます。
計算は、次のページの通りです。

(富山市提出用)

平成 21 年度分


市民税
県民税

住宅借入金等特別税額控除申告書

給

第五十五号の三様式(印刷第一條の六限付)

(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

(あて先)富山市長 受付印 	現住所		整理番号 次の欄は記載しないでください。
	1月1日 の住所		電話番号
	住宅借入金等特別 控除の対象となる 物件の所在地		
提出年月日 平成 年 月 日	フリガナ		生年月日
	氏名		印刷 姓 名 姓 名 姓 名 姓 名 姓 名 姓 名

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限る】

住宅借入金等の年末残高合計額 及び居住開始年月日(注1)	新築又は購入 20,000,000 円(平成 年 月 日 居住開始)
	増改築等 円(平成 年 月 日 居住開始)

2 市民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額		①	141,850
前年分の給与所得控除 給与等の金額 前年分の所得控除の額の計 前年分の所得税の課税総所得金額 ④に 対する 所得税額相当額 (注2) 前年分の所得税額相当額 (注2) 前年分の所得税額相当額 (注2)	②	3,741,600	
	③	2,578,100	
	④	1,163,000	
	⑤	116,300	
	⑥		
	⑦	116,300	
	⑧	58,150	
⑨	116,300		
控除額の計算	⑩	58,150	
市民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 3/5)	⑪	34,890	
県民税の住宅借入金等特別税額控除額 (⑩ × 2/5)	⑫	23,260	

- (注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合は、新築又は購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には当該二以上の住宅借入金等に係る年次別取得(居住開始)年月日をそれぞれ記載してください。
- (注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行期前の所得税額相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十五号)第十四条の規定による改正前の経理士法の規定に準じて算出された課税総所得額及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する等の法律第一号の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して算出した所得税の額に相当する額をいいます。
- (注3) この控除額は見込額であり、所得の内容等により異なる場合があります。
- (注4) 源泉徴収票は富山市提出用(枚目)の裏面に添付してください。

※この欄は記載しないでください。

整理欄	給付資料	帳簿仕分	入力処理
-----	------	------	------

与党税制大綱では、個人住民税についても、所得税の住宅ローン控除制度において所得税から控除し切れない額を税額控除する制度を創設する。

平成 21 年分以後の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者

(平成21年から平成25年までに入居した者に限る。)のうち、

当該年分の住宅借入金等特別税額控除額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額(当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(最高9.75万円)を限度とする。)を減額する。給与支払報告書等について必要な改正を行い、市町村に対する申告は不要とする。

さらに住宅借入金等特別税額控除についても、平成 22年度分以降、上記と同様の仕組みのもとで 申告を要しない制度とする。

以上のようにうたっています。

結論

19年、20年に入居した人については、適用がないみたいですが、平成21年から平成25年までに入居した方については、住宅ローン控除を所得税だけでなく、住民税からも、控除を受けることができる。